



牛久沼土地改良区だより

〒301-0005
茨城県龍ケ崎市川原代 2640-1
TEL 0297-62-0536
FAX 0297-62-9547
編集責任者 中島 淳

牛久沼土地改良区の概況(2022年4月1日現在)
■組合員数 2,160名
■受益面積 14,309,324㎡

令和4年5月1日発行

御挨拶

牛久沼土地改良区 理事長 中島 淳



令和4年度の用水期を迎え管内の田には早苗が美しく揺れています。組合員の皆様には日頃、牛久沼土地改良区の運営に深いご理解とご協力をいただきまして衷心より御礼を申し上げます。

川原代2区3区地区パイプライン事業に係る工事につきましてパイプライン化の工事は完了し、この事業に伴う農地集積作業、農道拡張工事等の計画を継続中ですが、関係者の皆様には多大なご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。今年度から上記パイプライン事業についての特別賦課金の納付も始まります。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、本格的に複式簿記が始動し運営に関しましても賦課金の未納者に対する滞納整理を強化し、収支の透明性に今まで以上に配慮しながら、老朽化の進んだ用排水路関係施設、機場の維持管理に努め組合員皆様のご期待に応えたい思いでおります。

新型コロナウイルス流行の終息は未だ叶わず、日本の食糧事情や社会情勢も変化し先の見えない不透明な時代の中で、米作りを守り続けるという先代からの変わらない営みを脈々とこの地で続けることができますよう役職員一丸となり取り組んでまいります。これからも組合員皆様のご理解、ご協力を何卒お願い申し上げます。

組合員皆様の益々のご健勝を祈り、今年も天候に恵まれ秋には稔りの多い収穫となりますよう御祈念申し上げご挨拶といたします。

令和4年度 賦課金

区分	賦課種別	地目	期別	賦課単価 (1,000㎡当)	納入期限
一般	経常	田	前期	5,000円	5月10日～5月31日
			後期	5,000円	5月10日～10月31日
		陸田	前期	3,500円	5月10日～5月31日
			後期	3,500円	5月10日～10月31日
駒馬谷津地区	経常	田	前期	5,000円	5月10日～5月31日
			後期	5,000円	5月10日～10月31日
川原代2区3区地区	特別	田	前期	5,000円	5月10日～5月31日
			後期	5,000円	5月10日～10月31日

口座振替ご利用の皆様へ

通帳記帳をもって領収書に代えさせていただきます。

賦課金の未納・滞納等について

賦課金の未納、滞納は改良区運営に影響があります。また、公平な観点から未納者、滞納者の方の催促個別訪問を行い納付をお願いしております。

特別な事情により、分納等ご相談をご希望の方は改良区までお問い合わせください。

なお、地域でのご要望や困ったことがありましたら各地区の役員・総代の方にもご相談ください。

※確定申告などで賦課金の領収書が必要になりますので大切に保管をお願い致します。

令和2年度 収支決算

一 般 会 計

(単位：円)

入		出	
組合費	110,721,853	事務費	84,086,976
決済金	761,915	維持管理費	46,454,805
使用料	393,971	区債及び借入金	10,406,558
県支出金	500,000	負担金及び分担金	426,375
市町支出金	18,292,875	諸支出金	542,047
繰入金	10,500,000	選挙費	20,000
繰越金	10,490,333	固定資産取得支出	0
諸収入	6,859,663	事業費	15,482,500
固定資産売却収入	33,000	予備費	0
補助金	9,500,000		
借入金	5,700,000		
歳入合計	173,753,610	歳出合計	157,419,261

歳入・歳出合計差引残額 16,334,349 円は翌年度へ繰越致しました。

特 別 会 計

(単位：円)

会計名	歳入	歳出	次年度繰越額
馴馬谷津地区	37,051,523	5,142,870	31,908,653
川原代2区3区地区	22,398,609	20,524,120	1,874,489
基本財産積立金	26,841,911	10,000,000	16,841,911
職員退職給与金積立金	17,387,336	0	17,387,336

令和2年度の収支決算につきましては第155回臨時総代会の承認を受けて掲載させていただきました。

■ 令和3年10月21日 第155回臨時総代会開催される ■■■■■■■■■■■■

議長に大宮地区石島能史総代を選出し、議事に入り全案原案通り可決承認されました。

- 議案第1号 令和3年度一般会計収支補正予算議決について
- 議案第2号 令和3年度馴馬谷津地区特別会計収支補正予算議決について
- 報告第1号 令和2年度決算監査報告について
- 議案第3号 令和2年度一般会計収支決算の承認について
- 議案第4号 令和2年度馴馬谷津地区特別会計収支決算の承認について
- 議案第5号 令和2年度川原代2区3区地区特別会計収支決算の承認について
- 議案第6号 令和2年度基本財産積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第7号 令和2年度職員退職給与金積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第8号 令和2年度財産目録の承認について
- 議案第9号 令和2年度事業報告の承認について

パイプラインの個人負担について

パイプラインの蛇口盗難・破損が多発しております。パイプライン蛇口の管理につきましては、個人でお願いすると共に、盗難及び破損につきましては個人負担とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

用水期間終了後、パイプラインの蛇口は開けておいてください。冬季期間中に蛇口が凍結して破損するおそれがあります。

用水路・排水路の立木伐採のお願い

近年、水路脇の立木伐採の要望が増えております。大きくなり過ぎた立木は業者に依頼して伐採することになり料金が発生してしまいます。職員で伐採等の対処をしておりますが管内全ての対応は難しいため、農業用水路に立木が生えているのに気が付いた際は、出来る限りで構いませんので組合員皆様のご協力をお願いいたします。

令和4年度 一般会計収支予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
土地改良事業収入	151,936	土地改良事業費支出	68,648
附 帯 事 業 収 入	662	附 帯 事 業 費 支 出	10
基本財産運用収入	161	一 般 管 理 費 支 出	104,055
特定資産運用収入	1	土地改良事業負担金支出	14,904
補 助 金 等 収 入	12,436	借入金返済支出	7,234
寄 付 金 収 入	101	支 払 利 息	455
業 務 受 託 料 収 入	500	固 定 資 産 取 得 支 出	855
雑 収 入	1,578	出 資 金 取 得 支 出	1
借 入 金 収 入	14,902	基 本 財 産 積 立 支 出	1
基本財産取崩収入	1	特 定 資 産 積 立 支 出	2
特定資産取崩収入	13,301	雑 支 出	1,000
固定資産売却収入	5	繰 出 金	800
出 資 金 返 還 収 入	1	繰 越 金	24,121
繰 入 金	800	予 備 費	3,000
繰 越 金	28,700		
歳 入 合 計	225,085	歳 出 合 計	225,085

令和4年度から全ての特別会計が一般会計へ一本化されました。

■ 令和4年3月18日 第156回通常総代会開催される ■■■■■■■■■■■■■■

議長に大宮地区石島能史総代を選出し、議事に入り全案原案通りに可決承認されました。

- 議案第1号 会計規則及び会計細則の廃止について
- 議案第2号 会計細則の新規制定について
- 議案第3号 転用決済金の管理運用規程の新規制定について
- 議案第4号 職員退職給与金積立金管理運用規程の新規制定について
- 議案第5号 規約の一部改正について
- 議案第6号 現金預入先について
- 議案第7号 賦課金の賦課及び徴収方法等について
- 議案第8号 令和4年度役員及び総代報酬について
- 議案第9号 長期借入金の借入について
- 議案第10号 長期借入金の借入について
- 報告第1号 令和3年度中間監査報告について
- 議案第11号 令和3年度一般会計収支補正予算議決について
- 議案第12号 令和3年度馴馬谷津地区特別会計収支補正予算議決について
- 議案第13号 令和4年度一般会計収支予算議決について
- 議案第14号 未収賦課金の不納欠損処理について

資源を大切に！

田植期と出穂期は用水の必要時期となりますが、用水確保のためのかけ流しはやめましょう。

かけ流しを見つけた時は節電にもつながるため改良区で調整させていただきます。

水難事故防止

水路で遊ばない

水路に近づかない

土地改良区からのお知らせ

下記に該当する方は届出をお願い致します。

1. 組合員が亡くなったとき(死亡による名義変更をしたとき)
2. 農地を贈与・貸与・賃貸借・交換・売買したとき
3. 小作地を地主に返還したとき
4. 農業者年金受給のために経営移譲したとき
5. 住所変更をしたとき

※各種届け出は3月31日までに提出して下さい。4月1日時点の台帳情報に基づき賦課されます。

◆排水放流・施設(用排水路敷地等)を使用するとき

当改良区にお問い合わせの上、申請をしてください。

◆口座振替の方で変更があるときは新たに口座振替依頼書を提出して下さい。

◆賦課金納付は簡単・便利・安全な口座振替をご利用ください。

◆農地を転用するときは、農地転用の申請をしてください。またその際は、当該年度の地区除外維持管理費を納めていただくことになっています。公共用地(道路等公共施設)として買収、寄付した土地についても同様です。また、市役所・法務局・農業委員会等の手続きだけでは改良区の台帳、組合員名簿の修正は出来ません。

直接、改良区への届け出が無ければ、従来通り元の組合員に賦課金が掛かります。名義が自動的に変更されることはありませんのでご注意ください。

◆土地改良区の組合員異動や農地の売買等において滞納賦課金がある場合は法律の規定により新しい組合員に支払義務が継承されます。(相続放棄された方は相続放棄についての書類(コピー可)の提出をお願い致します。)

休耕田、転作田にも賦課金が掛かります

《陸田の耕作について》

陸田(畑)で用水路から引水をしている場合は、「田」扱いとなります。

賦課金は田の年単価(10,000円/1000㎡)で賦課されます。

そのような状況を確認できた場合は「田」の賦課金額をご請求させていただきます。